

ドイツに於ける新航空法

國政研究會

昭和十四年一

東京大学図書
蔵書印

6501

注 意 事 項

- 資料は大切に扱いましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館
前橋市日吉町一丁目14-8
電話 (0272) ③ 3008 番

資料

昭和十四年一月二十四日

ドイツに於ける新航空法

國政研究會

黃 林

新航空法

民國十四年一月二十四日

目次

一、說 明

二、新航空法
條 文

ドイツに於ける「新航空法」

一、説明

今期議會に於いて我國の航空行政を改善統一し従つて航空法を改正すべしとの議が起つて居る、政府も亦此の情勢に對應しその改善策につき考究を開始する模様であるが、これが参考のため近時著しく發達を遂げた、ドイツの航空行政の一般及航空法新條文の全譯を示すこととする。

抑々ドイツの航空事業は講和條約の制限に基き、ヒトラ一内閣成立までは極めて發達遅々たるものがあつた、一九二〇年一月九日「ドイツ國交通省令」を公布して航空行政を交通省航空局の相當するところとなし、恰も我國の逓信省と航空局の關係

にあつた、後ち一九二七年七月二三日大統領に依つて航空保安のため航空保安中央局が設置され、航空氣象業務、遠距離航空通信業務及夜間航空路照明業務を管理せしめたが、國家的統制とまでは完全に發展して居らない。

(1)、ヒトラー内閣の改善

ヒトラー内閣成立するや先づ航空事業の擴張に全力を集注することとなり、一九三三年二月二日附「ドイツ聯邦航空長官ニ關スル命令」を發布し、初代航空長官にヘルマン・ゲーリングを任命し、従来交通大臣の手にあつた航空行政權を航空長官に移譲し、次いで同年五月五日附「航空省設置ニ關スル命令」に依つて、新たに航空省を設置して航空長官の任務を航空大臣の手に統一せしめた、以後航空行政の統一改善に關し矢つぎ速に各種法規を制定し一九三六年を以て航空法の完成へと押し進め

た、主なる法規は次の如くであつて、その間に同時に航空機の作製の發達及航空路の開拓が世界に向つて着々として實施されてゐた。

ドイツ聯邦航空長官ニ關スル命令

一九三三年二月二日

航空省設置ニ關スル命令

一九三三年五月五日

國航空管理ニ關スル法律

一九三三年一月一五日

國ノ航空管理ノ構成ニ關スル命令

一九三四年四月一八日

航空ニ關スル命令改正ニ關スル命令

一九三四年三月二〇日

航空法ノ改正法律

一九三五年一月一九日

同上補完法

一九三六年七月二九日

新航空法

一九三六年八月二一日

(2) 法規の内容概説

(ア) 航空長官に関する命令（一九三三年二月二日）

航空長官は國總理大臣に直隸し、航空に関する限り、又防
空に関する限り、交通大臣及内務大臣の任務は航空長官に
委譲する、航空保安中央局は航空長官の監督を受くる。

(イ) 航空省に関する命令（一九三三年五月五日）航空に關す
る最高官廳として航空省を設置し、航空省長官を航空大臣
とし、航空に関する國家的任務を綜括し、航空長官の職務
及権限の一切を引受ける。

(ウ) 國の航空管理に関する法律（一九三三年一月一日）
全文五ヶ條からなり、第一條で氣象、遠距離通信及無線方
向探知業務並航空標識の設置及業務に依る航空の保障は國
の任務として航空大臣の責任とした、第二條では一九二二

年八月一日の舊航空法の内容を改正し、第四條にてドイツ
競技飛行協會、ドイツ防空聯盟及支部を政府指揮下の團體
として統一した。

(エ) 航空命令の改正（一九三四年三月二〇日）
これは相當重要な改正であつたが、主なる改正はドイツ航
空機委員會規則に對するものであつて、航空委員會の使命、
構成、事務執行、決裁等を明瞭にした。

(オ) 國航空管理の構成命令（一九三四年四月一八日）

これに依つて航空省の下に於ける航空官署をケーニツヒベ
ルヒ以下十六署設置し航空行政任務施行の統一を企圖した。

(カ) 航空法改正法律及補完法律（一九三五年一月一日）

これは航空法の一部改正であつて一九三六年の新航空法制
定までの暫定的のものである、それ故部分的のものであつ

て、取り立てゝ説明するものがない、但し新航空法の前驅
を爲したことは事實である。
以上諸法規は國政研究會調査ヒトラー内閣政策第八編交通政
策にその全譯が掲げてある。

二、新航空法

上述したる諸経過を辿つて愈々ドイツの一九三六年八月二
日新航空法が制定せられた、換言すればドイツの航空行政は航
空省の設置に依つて航空大臣の下に一元的に統一され、次いで
地方に航空官署が設置され、航空事業の發達と防空の完璧を期
すべく新條文となつた譯である、條文の説明を省略し尤に法律

の全譯を掲ぐることをなす。

航空法新條文公示

一九三五年一月一日附航空法変更ニ関スル法律第二條ニ
基キテ一九三三年一月一日附航空管理ニ関スル法律第二條
及一九三六年七月二十九日附航空法変更及補完ニ関スル第二法律
ノ條文ニヨル一九三二年八月一日附航空法ヲ改正シ次ニ公示ス。

一九三六年八月二一日

航空大臣

航空法

第一節 航空

A、航空機及航空士

第一條

- (一) 航空機ニヨル空中ノ利用ハ本法及ソノ執行ノタメニ發セラレタル命令ニヨリ制限セラレザル限リ自由トス。
- (二) 本法ニ於ケル航空機トハ飛行機、飛行船、グライダー、氣球、空ノ風及其ノ他空中運行ヲ目的トスル器具トス。

第二條

- (一) 航空機ハ許可ヲ受ケ且独逸航空機表(航空機簿)ニ登録セラレタル場合ニノミ國領域ヲ交通スルコトヲ得。

- (二) 航空機ハ交通安全ノ要求ヲ充足スル場合ニノミ許可ス。
- (三) 許可ハ航空機カ交通安全ノ要求ヲ最早充足シ得サル場合ニハ之ヲ撤回ス。コノ場合ニ於テハ許可證ハ之ヲ回收ス。

第三條

- (一) 航空機ハ独逸國籍者ノ独占的所有ニ屬スル場合ニノミ航空機簿ニ登録ス。合名會社及合資會社ハソノ無限責任社員カスヘテ独逸國籍者ナル場合、其ノ他ノ商事會社、登記済協同組合及法人ハソノ住所ヲ國內ニ有スル場合、株式合資會社ハ唯ソノ無限責任社員カスヘテ独逸國籍者ナル場合ニノミ、独逸國籍者ニ同視ス。

- (二) 登録航空機ハ独逸國家所屬標識ヲ之ニ附スヘシ。之ヲ附スル形式及方法ハ政府カ之ヲ定ム。

- (三) 登録ハ第一項ニヨル前提ノ消滅シタル場合ニハ之ヲ抹消ス。

第四條

ス。

(一) 航空機ヲ運轉又ハ操縦スル者(航空士)ハ免許ヲ受クヘシ。

(二) 教師同伴ノ練習及試験飛行ニアリテハ教師ヲ航空機ヲ運轉又ハ操縦スル者ト看做ス。

(三) 免許ハ出願者カソノ能力ヲ證明シ、満二十一歳ニ達シ、飛行船ノ航空士ニアリテハ満二十五歳ニ達シ、又出願者カ航空機ノ運轉又ハ操縦ニ適セサル事實ノ存在セサル場合ニ之ヲ付與ス。

(四) 法定代理人ノ同意アルニ於テハ満十七歳ニ達シタル出願者モ亦特殊ノ事情ニヨリ正當ト認めラル、場合ニハ免許ヲ付與セラルコトヲ得。

(五) 免許ハソノ所有者カ航空機ノ運轉又ハ操縦ニ適セサル事實ノ生スル場合ニハ之ヲ取消ス。コノ場合ニ於テハ航空士證ハ之ヲ回收ス。

第五條 第二條乃至第四條ハ航空機經營ヲ目的トスル者ノ外與セサル場合ニハ飛行場内ニ於テ之ヲ適要セス。政府ハコノ外第二條乃至第四條ノ規定ノ例外ヲ許スコトヲ得。

第六條

(一) 航空士養成ニ從事スル者ハ許可ヲ受クヘシ。

(二) 許可ハ養成計畫ニ必要存セサル場合、又ハ出願者又ハ養成者カ適格又ハ能力ナキ場合又ハ養成カソノ他ノ点ニ於テ不適當ナル事實存スル場合ニハ之ヲ拒否ス。

(三) 許可ハ養成事業カ許スヘカラサルモノトノ事實ノ生シタル場合ニハ之ヲ取消ス。又許可ハ養成事業カ一箇年以上休

止セル場合ニハ之ヲ取消スコトヲ得。

B、飛行場

第七條

- (一) 飛行場ノ設置及經營ハ許可ヲ受クヘシ。
- (二) 許可ハ必要ナキ場合又ハ飛行場又ハ豫定場所カ不適當ナルカ又ハ經營カ許スヘカラサルトノ事實存スル場合ニハ之ヲ拒否ス。後ニ斯クノ如キ事實ノ生シタル場合ニハ之ヲ取消ス。

- (三) 右ノ規定ハ公共ノ利益ヲ目的トスル國有經營ニハ之ヲ適用セス。

第八條 定メラレタル飛行場地帶モ亦飛行場ト看做ス。

第九條 企業者ハ飛行場内ニ於ケル航空警察(航空監督)ノ設備ノタメニ無償ニテ必要ナル場所ヲ設ケ且之ヲ維持スヘシ。

第十條 營業法第二十六條ノ規定ハ之ヲ飛行場ニ準用ス。飛行場カ非營業的ニ即チ公共目的ニ奉仕スル場合ニ就テモ亦同シ。

C、航空企業及航空上ノ催シ

第十一條

- (一) 人又ハ物ヲ航空機ヲ以テ輸送スル企業(航空企業)及航空機ノ参加スル競技又ハ見セ物ノタメノ公ノ催シ(航空上ノ催シ)ハ許可ヲ受クルコトヲ要ス。
- (二) 許可ハ必要カ存セサルカ又ハ公共ノ安寧又ハ秩序ヲ危險ナラシムル事實ノ存スル場合ニハ之ヲ拒絕ス。後ニ斯クノ

如キ事實ノ生シタル場合ニハ許可ヲ取消ス。許可ハ企業者
カ自己ノ所有物トシテ航空機簿ニ登録シ居ラサル航空機ヲ
使用セントスル場合ニハ之ヲ拒絶スルコトヲ得。許可ハ經
営カ一箇年以上休止セル場合ニハ之ヲ取消スコトヲ得。
(三) 右ノ規定ハ公共ノ利益ヲ目的トスル國有經營ニハ之ヲ適
用セス。

(四) 公ノ航空路經營ヲ有スル航空企業ハ独逸郵便局ノ要求ニ
應シ定期航空ニヨリ適當ナル補償ヲ以テ郵便物ノ輸送ヲナ
スベシ。紛争ノ生シタル場合ニハ航空大臣及逓信大臣力之
ヲ決定ス。コノ決定ニ對シテハソノ送付後二箇月以内ニ國
經濟裁判所ニ控訴スルコトヲ得。

D、交通規定

第十二條

(一) 航空機ハ一般の交通ノ飛行場以外ニ於テハ航空ノ安全カ
要求スル場合又ハ航空大臣又ハソノ定メタル者カソノ免許
ヲ與ヘタル場合ノ外着陸スヘカラス。

(二) 第一項ノ場合ニ於テハ土地所有者ハ航空機ノ着陸ヲ禁ズ
ルコトヲ得ス。但着陸ニヨリ生シタル損害ノ賠償ヲ請求ス
ルコトヲ得。コノ損害賠償請求權ニハ第十九條以下ヲ準用
ス。航空機ノ乗組員ハ保持者及操縦者ノ姓名及住所ヲ權利
者ニ報告スル義務ヲ有ス。保持者及操縦者ノ確認後ニ於テ
ハ權利者ハ航空機ノ飛行又ハ輸送ヲ妨害スルコトヲ得ス。

第十三條 定メラレタル地域ハ一時的ニ又ハ永續的ニ全部又ハ

一、一定ノ高度ヲ定メテ飛行ヲ禁止スルコトヲ得（飛行禁止地域）
第十四條

(一) 航空機内ニ於テハ武器、彈藥、爆發物、毒瓦斯、傳書機、寫真機及ラヂオ器械ハ當局ノ免許ヲ受ケタル場合ノ外携帯スヘカラス。

(二) 航空機ヨリ寫真ヲ撮影スルハ當局ノ免許ヲ受ケタル場合ニ限ル。航空機ヨリ撮影シタル寫真（寫真）並ニ之ヨリ製セル図畫及模型ハ當局ノ免許ヲ受ケタル場合ノ外流布スルコトヲ得ス。

五、收 用

第十五條

(一) 公ノ必要アルニ於テハ財産又ハ土地ニ関スル權利ヲ企業者ト權利者トノ一致ヲ求ス能ハサル場合ニハ航空ノ目的ノタメニ適當ナル賠償ヲ以テ收用又ハ制限スルコトヲ得。制限ハ航空ノタメノ場所ノ標識ニ於テモ亦存スルコトヲ得。

(二) 航空目的ニ對シテハ總統兼宰相力收用ノ承認ヲ確認ス。行政訴訟ヲ經ザル限り收用ノ實施方法及範圍ニ関スル、並ニ事前作業遂行ノタメノ他人ノ土地ノ使用承認ニ関スル最終的決定ハ航空大臣力所管州官廳ノ意見聴取ノ後之ヲナス。ソノ他ニ関シテハ州收用法ヲ適用ス。

第十六條

- (一) 國ハ適當ナル賠償ヲ以テ次ノモノヲ讓受クルコトヲ得。
 - (1) 航空企業、飛行場、航空保險、養成企業（航空士學校）及航空研究機關ノ經營權又ハ之等ノ企業ノ施設又ハ其ノ他ノノ經營ニ利用セラルモノニ於ケル所有權又ハ其ノ他ノ權利
 - (2) 第一號ニ準ケタル企業ヲ經營スル商法上ノ組合ノ持介權
 - (三) 航空大臣ハ第一項ニ準ケタル權利又ハ持介ヲ權利者ニ對スル宣言ニヨリ讓受け且宣言後三箇月以内ニ賠償ノ額ヲ決定ス。
 - (三) 賠償ノ決定ニ對シテハ權利者ハ國經濟裁判所ノ決定ヲ申請スルコトヲ得。普通裁判所ニ於ケル訴訟方法ハ之ヲ排斥ス。申請ハ賠償公示後三箇月以内ニ國經濟裁判所ニ提出ス。

國經濟裁判所ハ一人ノ裁判長、二人ノ法律ニ造詣アル且二人ノ専門的素養アル陪席員ヲ任命シテ決定ヲナス。

(四) 一九二二年四月一日以後ニナサレタル協定又ハ締結セラレタル法律行為ニシテ國ノ讓受權ヲ放棄、制限又ハ妨害スルモノハ國ニ對シテ効力ヲ有セス

下、一般規定

第十七條

- (一) 本法ノ施行及航空監督（航空警察）ハ國ノ任務トス
- (二) 政府ハ次ノモノヲ制定ス
 - (1) 本法施行ノタメノ規則
 - (2) 國領土又ハ關稅境界ノ飛越ニ關スル規則

(3) 航空機ノ交通及經營ニ関スル公共ノ秩序及安寧維持ノ
タメニ必要ナル其ノ他ノ規則

第十八條

- (一) 國官廳力航空法及其ノ施行規則施行ノ際ニ手数料令ニ基
キテ徵收スル行政及検査手数料並ニ給付ノ弁償ハ、航空大臣、
國氣象局又ハ航空局ノ要求ニヨリ財政局力國租税法ノ規定
ニヨリ之ヲ收納ス。
- (二) 手数料及給付ノ弁償ノ時効ハ一箇年ヲ以テ完成ス。時効
ニ関スル國租税法ノ規定ハ之ヲ準用ス。
- (三) 返還請求ニ関シテハ航空大臣力決定ヲナス。手数料又ハ
給付ノ弁償ヲ財政局力既ニ收納シ居ル場合ニ於テモ亦同シ。
コノ決定ニ對スル上訴ハ之ヲ許サス。

第二節 責任

第十九條

- (一) 航空機ノ經營ニ於テ人カ死亡シ、ソノ肉體又ハ健康力害
セラレ又ハ物カ損セラレタル場合ニハ、航空機ノ保持者ハ
損害ヲ賠償スル義務ヲ有ス。

- (二) 保持者ノ聞知及意志ナクシテ航空機ヲ使用シタル者ハ保
持者ニ代リテ損害ヲ賠償スル義務ヲ有ス。之トトモニ保持
者ハソノ落度ニヨリ航空機ヲ使用シ得ルニ至ラシメタル場
合ニハ損害賠償ノ義務ヲ有ス。

第二十條 損害發生ニ際シテ被害者ノ落度モ亦存シタル場合ニハ、
民法第二百五十四條ヲ適用ス。物ノ損害ニアツテハ事實上ノ

カヲ之ニ及ボス者ノ落度ハ之ヲ被害者ノ落度ト同視ス。

第二十一條

(一) 死亡ノ場合ニアリテハ損害賠償ハ治療費用並ニ臥病中ノ生計能力ノ消滅又ハ減少シ又ハソノ榮達力阻害セラレ又ハソノ必要力増加セルコトニヨリ死亡者ノ蒙リタル財産上ノ損失ヲ含ム。其ノ他埋葬費用ハ之ヲ負担スル義務ヲ有スル者ニ賠償スヘシ。

(二) 死亡有カ災害ノ時ニ於テ第三者ニ對シテ法律上扶養義務ヲ有シ又ハ有スルコトカ可能ナル關係ニアリ且其ノ死亡ニヨリ第三有カ扶養ノ權利ヲ失ヒタル場合ニハ、賠償義務有ハソノ推定生存期間中扶養ノ義務ヲ負フヘキ程度ニ於テ損害賠償ヲ給付スル義務ヲ有ス。賠償義務ハ第三者有カ災害ノ時ニ胎内ニ存スル場合ニモ亦存ス。

第二十二條 肉体又ハ健康ヲ害セラレタル場合ニハ、損害賠償

ハ治療費並ニ被害者カコノ被害ニヨリ一時的ニ又ハ永續的ニ生計能力カ消滅又ハ減少シ又ハソノ榮達力阻害セラレ又ハソノ必要力増大セルコトニヨリ蒙リタル財産ノ損失ヲ含ム。

第二十三條

(一) 賠償義務者ハ如何ナル場合ニ於テモ次ノ責任ヲ有ス。

(a) 二千五百斤ノ飛行重量以下ノ航空機ニアリテ八十方ライヒスマルク迄

(b) 之ヨリ大ナル航空機ニアリテハ飛行重量一社毎ニ四十ライヒスマルク迄、但シ最高三十方ライヒスマルク迄
飛行重量ハ航空機許可ノ際ニ定メラレタル總飛行重量トス

(二) 第一項ニヨリ算定セラル、總額ノ三介ノ一ハ專ラ物ノ損

害ノ賠償ニ三分ノ二ハ專ラ人ノ損害ノ賠償ニ使用ス。各被害者ニ対スル損害賠償ノ最高總額ハ三万ライヒスマルクトス。

(三) 元本額ノ代リ二年金ヲ與ヘル場合ニハ、年金ノ元本價值ハ第一項及第二項ノ最高額ヲ超エルコトヲ得人

(四) 同一ノ事件ニ基キ多數ノモノカ受クハキ賠償力第一項及第二項ニヨル最高額ヲ超エル場合ニハ、個々ノ賠償ハソノ總額力最高額ニ對スル比ニ從ヒテ之ヲ減額ス

第二十四條

(一) 負傷者ノ生計能力ノ消滅又ハ減少、榮達ノ阻害又ハ必要ノ増大ニ対スル損害賠償及第二十一條第二項ニヨリ第三者ニ與ハラレル損害賠償ハ將來ニ於テ年金ヲ以テ給付ス

(二) 民法第八百四十三條第二項乃至第四項及民事訴訟法第七百八号第六号ハ之ヲ準用ス。負傷者ニ與フル年金ニハ民事

訴訟法第八百五十條第一号及第三者ニ與フル年金ニ対シテハ民事訴訟法第八百五十條第二号ヲ準用ス

(三) 年金ノ判決アリタルニ於テハ權利者ハ義務者ノ財産狀態カ着シク悪化シタル場合ニハ追加的ニ救護給付又ハ年金増額ヲ要求スルコトヲ得。コノ規定ハ民事訴訟法第七百九十四條第一号及第五号ノ債務名義ニアリテハ之ヲ準用ス

第二十五條

(一) 第十九條乃至第二十四條ニヨル損害賠償請求權ノ時効ハ賠償權利者カ損害及賠償義務者ノ人物ヲ知得シタル後災害ヨリ三十箇年後ニ於ケルコノ知得ニ關係ナクニ箇年ヲ以テ完成ス

(二) 賠償權利者及賠償義務者ノ間ニ損害賠償ニ関スル訴訟ノ繫属スル場合ニハ、時効ハ當時者ノ一方カ訴訟ノ進行ヲ拒

絶スル迄中断ス

二六

四 其ノ他ノ点ニ於テハ時効ハ民法ノ規定ニ從フ

第二十六條 賠償権利者ハ損害及賠償義務者ノ人物ヲ知得シタル後遅クトモ三ヶ月以内ニ賠償義務者ニ災害ヲ通知セサル場合ニハ、本法ニヨリ有スル権利ヲ失フ。権利ノ喪失ハ通知カ賠償権利者ノ遅ルヘカラサル事情ニヨリ行ハレサル場合又ハ賠償義務者力コノ期間内ニ他ノ方法ニ於テ災害ヲ知得シタル場合ニハ生セス

第二十七條

一 損害力多数ノ飛行機ニヨリ惹起セラレ又ハ航空機保持者力第三者ニ對シテ法律ニヨリ損害賠償ノ義務ヲ有スル場合ニハ、保持者相互間ニ於ケル賠償ノ義務及範圍ハ事情ノ如何、特ニ損害力主トシテ一或ハ他ノ航空機ニヨリ惹起セラ

第二十八條 航空機運輸ニ際シ生シタル損害ニ付保持者

若ハ使用者(第十九條中ノ項)カ廣範圍ニ於テ又ハ操

縦者若ハ其他ノ者力其ノ賠償ノ責ニ任スル旨ヲ定ムル

国法上ノ諸規定ハ何等ノ影響ヲ受クルコトナシ

絶スル迄中断ス

二六

其ノ他ノ点ニ於テハ時効ハ民法ノ規定ニ從フ

第二十六條 賠償権利者ハ損害及賠償義務者ノ人物ヲ知得シタル後遅クトモ三ヶ月以内ニ賠償義務者ニ災害ヲ通知セサル場合ニハ、本法ニヨリ有スル権利ヲ失フ。権利ノ喪失ハ通知カ賠償権利者ノ選ルヘカラサル事情ニヨリ行ハレサル場合又ハ賠償義務者カコノ期間内ニ他ノ方法ニ於テ災害ヲ知得シタル場合ニハ生セス

第二十七條

損害カ多数ノ飛行機ニヨリ惹起セラレ又ハ航空機保持者カ第三者ニ對シテ法律ニヨリ損害賠償ノ義務ヲ有スル場合ニハ、保持者相互間ニ於ケル賠償ノ義務及範圍ハ事情ノ如何、特ニ損害カ主トシテ一或ハ他ノ航空機ニヨリ惹起セラ

レタリヤ否ヤニ依存ス。損害カ保持者ノ一人ニ生レタル場合、他ノ一人カ之ニ對シテ有スル責任ニ就テモ亦同シ

保持者ノ外他ノ者カ損害ニ對シテ責任ヲ有スル場合ニハ第一項ヲ準用ス

第二十九條

損害賠償債権保證ノタメニ航空機ノ保持者並ニ飛行場及航空企業ノ企業者ハ通知セラレタル額ノ責任保險ヲ締結シタルカ又ハ金銭又ハ有價證券ノ供託ニヨリ保證ヲナシタルコトヲ證明セサルヘカラス。保持者又ハ企業者カ國ナル場合ニハソノ必要ナシ、

保證カ損害賠償債権ノ満足ニヨリ減少又ハ消滅セル場合ニハ督促ヲ受ケタル後一箇月以内ニ之ヲ元ノ額ニ恢復スヘシ

(三) 保證ノ返還ハ企業カ廃止セラレ且ソノ後四ヶ月ノ経過シタル場合ニ始メテ之ヲ要求スルコトヲ得。コノ請求權ハ損害賠償債權支拂後ノ残額ニ制限ス。損害賠償債權ノ存セサルコトカ證明セラレタル場合ニハ右ノ期間経過以前ニ返還ヲ要求スルコトヲ得

第三十條 本法ニ基キ提起セラル、訴ハ災害ノ起リタル地域ノ裁判所モ亦之ヲ管轄ス

第三節 罰 則

第三十一條 次ノ者ハ他ノ刑法ニヨリ高キ罰ノ課セラレサル限リ百五十ライヒスマルク又ハ拘留ニ處ス

(1) 公ノ秩序及安寧ノ維持ノタメニ本法ニ基キ發セラレタ

ル航空機ノ交通及運轉ニ関スル命令ニ違反シタル者

(2) 第二條ニ準據シテ許可セラレタル又ハ第三條ニ準據シテ獨逸航空機簿ニ登録セラレタル航空機ノ操縦者トシテ獨逸國ノ締結セル航空協定ノ規定ニ外國ニ於テ違反シタル者

第三十二條

(1) 故意ニ次ノコトヲナシタル者ハ二年以下ノ禁錮及罰金又ハソノ一ヲ以テ罰ス

(2) 許可義務ヲ有スルモ(第二條)許可ヲ得サルカ又ハ最早許可セラレサル航空機ノ運轉

(3) 保持者トシテ許可義務ヲ有スルモ(第二條)許可ヲ得サルカ又ハ最早許可セラレサル航空機ヲ第三者ヲシテ使用セシムルコト

- (3) 免許ヲ持タスシテ又ハ之ヲ沒收セラレタル後航空機ヲ
運転又ハ操縦スルコト
- (4) 保持者トシテ免許ヲ有セサルカ又ハ之ヲ沒收セラレタ
ル免許義務アル人(第四條)ヲシテ航空機ヲ運轉セシメ
又ハ操縦セシムルコト
- (5) 許可ナクシテ又ハ條件ニ反シテ航空士ヲ養成シ(第六
條)、飛行場(第七條)ヲ設置シ又ハ維持シ、航空企業
へ第十一條)ヲ經營シ又ハ航空ニ関スル權シ(第十一條)
ヲ權スコト
- (6) 航空機ノ運轉者トシテ第十二條第一項ノ禁止ニ背キテ
一般的交通ノ飛行場以外ニ着陸シ又ハ第十二條第二項ニ
ヨル報告義務ヲ回避シタル者
- (7) 第一号乃至第六号ノ行爲ヲ過失ニヨリナシタル者ハ三箇

第三十三條

月以下ノ禁錮又ハ罰金又ハ拘留ニ處ス

- (1) 次ノ者ハ他ノ規則ニヨリ高キ罰ヲ課セラレサル場合ニハ
禁錮及罰金又ハコノ一ヲ以テ處罰ス
- (2) 航空機ノ運轉者トシテ
ケスシテ故意ニ持込ミタル者又ハ航空機ノ運轉者トシテ
斯クノ如キ持込ミヲ看過シタル者
- (3) 航空機ヨリ免許ヲ受ケスシテ故意ニ寫真ノ撮影ヲナシ
タル者
- (4) 免許ヲ受ケスシテ又ハ當局ノ出版ノタメニ作製シタル又
ハ當局ヨリ配布ノ許可ヲ受ケサル寫真又ハ之ヨリ作成シタ
ル図畫又ハ模型ヲ流通セシメタル者ノ處罰モ亦右ニ同シ
- (5) 未遂罪ハ之ヲ罰ス

(四)

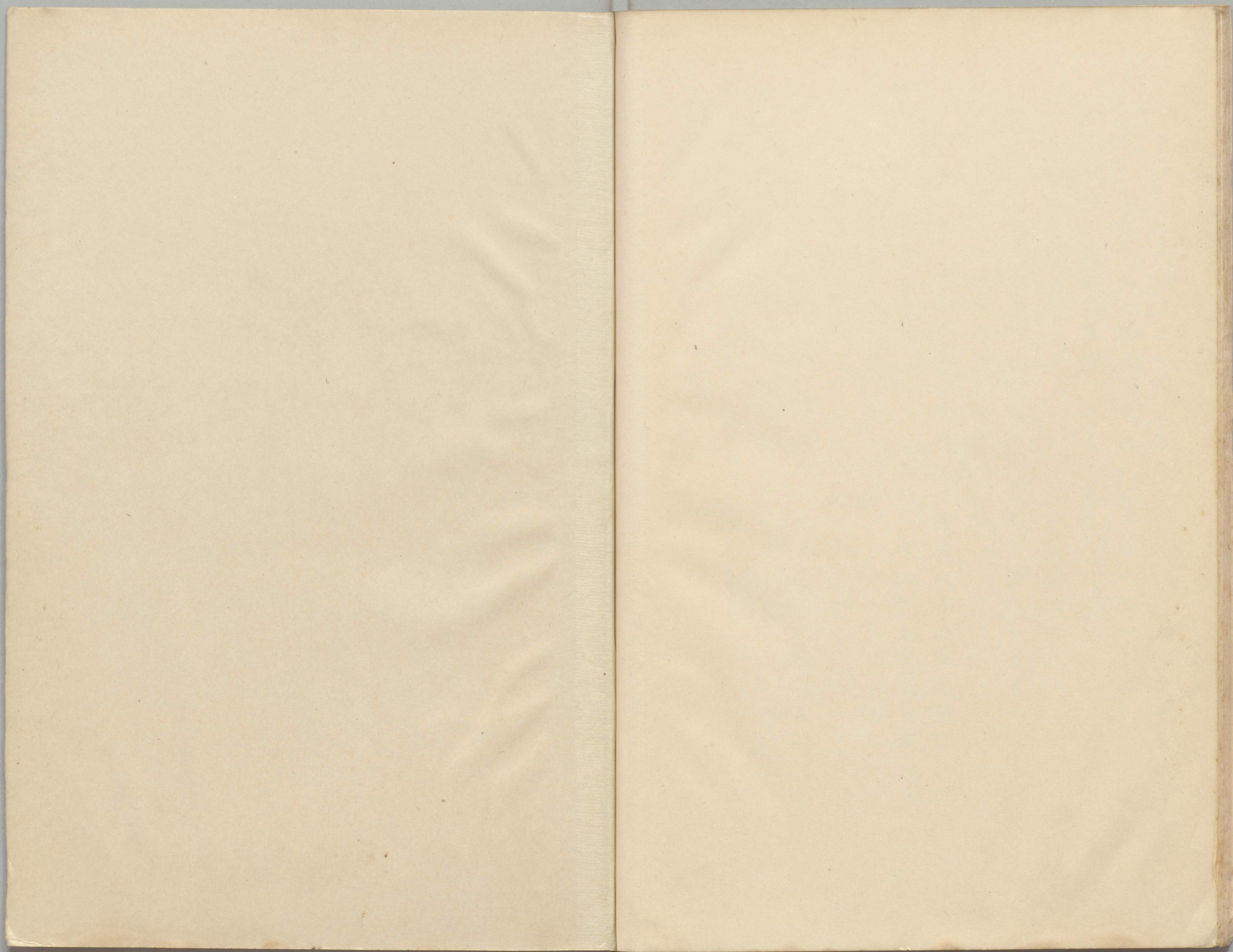
右ノ罰ノ外ニ寫真撮影ニ利用シタル航空機及寫真機並ニ作製シタル寫真ハ之等ノモノカ被告ニ屬セサル場合ト雖モソノ没收ヲ宣告スルコトヲ得

第三十四條

(一) 第三十三條ニ準ケタル行為ヲ過失ニヨリ犯シタル者ハ罰

金又ハ三月以下ノ禁錮ニ處ス

(二) 右ノ罰ノ外ニ寫真撮影ニ利用シタル寫真機並ニ作製シタル寫真ハ之等ノモノカ被告ニ屬セサル場合ト雖モソノ没收ヲ宣告スルコトヲ得



甲

群馬県立図書館



0706501-4